

# 特定非営利活動法人日本医療救援機構定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本医療救援機構と称する。

なお、英文では Medical Relief Unit, Japan (略称:MeRU, Japan)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は本部事務所を茨城県取手市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、国内外での医療救援活動とその支援活動及びこれらの教育、訓練活動を通じて人道援助活動に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係わる事業の種類)

第5条 この法人は前条の活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 災害医療救援事業
- (2) 災害地臨時医療施設の設営事業
- (3) 被災傷病者臨時収容施設の設営事業
- (4) 災害医療救援機材の運送事業
- (5) 災害医療に関する調査・研究事業
- (6) 災害医療救援に関する教育研修事業
- (7) 保健・衛生普及事業
- (8) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動を支援する事業
- (9) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別及び条件)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の運営及び活動に参画できる個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に参画できる個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、法人の活動に参画できる個人又は団体

2 前項の会員のほか、この法人に功労があった個人若しくは団体又は学識経験者で理事会において推薦されたものを、名誉会員とすることができる。

(社員の資格)

第7条 正会員は次に掲げる条件の一つ以上を備えなければならない。

- (1) 医療関係の国家資格を有していること
- (2) ロジスティック業務の管理経験を有すること
- (3) 通信、コンピューター関係の経験を有していること
- (4) 学識経験を有するものであること
- (5) その他この法人の事業遂行に有用な知識、経験及び熱意を有するものであること

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、その承認を得なければならない。代表理事は、そのものが前条の各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催促しても納入に応じなかったとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす

(除名)

第12条 会員が次の各号の何れかに該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の決議によりこれを除名することができる

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入された会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
  - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 代表理事、副代表理事は理事の互選とする。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その会務を総括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人の代表をしない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐してこの法人の業務を掌握し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監視すること
  - (2) この法人の財産の状況を監視すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会において総社員の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 健康上、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

1 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第 12 条第 2 項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会に議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種 類)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種類とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動予算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄  
借入金(その事業年度内に収入をもって償還する短期借入金を除く。第 37 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年5月に開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条5項4号の規定により監事から招集があったとき

3 理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条5項5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第24条 総会及び理事会は前条2項3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条2項1号及び2号の請求があったときは、その請求の日から14暦日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するさいには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7暦日前までに文書をもって通知しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7暦日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 会議は、その会議を構成する正会員又は理事の定数の過半数の出席がなければ開催できない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は、電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(表決権等)

第28条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事はその議事の

議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議日時及び場所
- (2) 正会員の現在数又は理事の定数及び現在数
- (3) 会議に出席した者又は書面表決者及び表決委任者を含む正会員の数又は理事(代表理事、副代表理事を含む)の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び結果と発言者要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された表決者の議事署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

3 前 2 項に規定にかかわらず、正会員全員が書面又は、電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付、助成、補助等の金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 31 条 資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 32 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、事業年度開始前に総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収支とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 35 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 36 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもて定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度へ繰り越すものとする。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日において始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類

(4) 主たる事業所及びその他の事務所の住所(所轄庁変更に伴うものに限る)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事項を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項を得なければ変更することはできない。

2 法第 25 条第 6 項に規定する「軽微な事項に係わる定款の変更」をしたときは、遅滞なく所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、総正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、類似の目的をもつ団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第 7 章 事務局

(事務局の設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務長を置く。
- 3 事務長及び職員は代表理事がが任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会において決める。

(書類の備置き及び閲覧)

第 45 条 この法人は、毎事業年度初めの 2 ヶ月以内に、事業年度に関する以下に掲げる書類を作成し、それらを翌々事業年度に末日までの間、本部事務所に備え置かなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 財産目録・貸借対照表及び活動収支計算書
  - (3) 役員名簿及び役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことのある者全員の氏名を記した書面
  - (4) 正会員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面
- 2 この法人は、正会員その他の利害関係人から前項に掲げる書面、定款、認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを

閲覧させなければならない。

## 第8章 雑 則

### (公 告)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の1第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲示して行う。

### (委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第3項の規定にかかわらず、次の者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成12年6月30日までとする。

理事長 鎌田 裕十朗

副理事長 石原 哲

常務理事 岡田 仁一

理 事 平川 勉

監 事 寺西 尚人

監 事 山本 富美子

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第22条第1項第4号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の年会費は、第22条第1項第7号の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 10,000 円

一般会員 6,000 円

賛助会員(個人)1 口 10,000 円(1 口以上)

(団体) 120,000 円(団体)

- 6 平成12年7月1日 役員 の重任

理事長 鎌田 裕十朗

副理事長 石原 哲

常務理事 岡田 仁一

理 事 平川 勉  
監 事 寺西 尚人  
監 事 山本 富美子

7 平成 12 年 8 月 21 日 会費を変更

一般会員(個人)	3,000 円
一般会員(団体)	40,000 円
賛助会員(個人)1 口	10,000 円(1 口以上)
(団体)	30,000 円(団体)

8 平成 13 年 6 月 16 日 副理事長の変更

辞任 石原 哲  
就任 深瀬 行正

9 平成 14 年 7 月 1 日 役員の重任

理事長 鎌田 裕十朗  
副理事長 深瀬 行正  
常務理事 岡田 仁一  
理 事 平川 勉  
監 事 寺西 尚人  
監 事 山本 富美子

10 平成 16 年 6 月 19 日 理事の変更

辞任 深瀬 行正  
就任 青木 正志

11 平成 16 年 6 月 19 日 副理事長の変更

辞任 深瀬 行正  
就任 岡田 仁一

12 平成 16 年 6 月 19 日 常務理事の変更

辞任 岡田 仁一  
就任 平川 勉

13 平成 16 年 7 月 1 日 役員の重任

理事長 鎌田 裕十朗  
副理事長 岡田 仁一  
常務理事 平川 勉  
理 事 青木 正志  
監 事 寺西 尚人

監 事 山本 富美子

- 14 平成 17 年 4 月 1 日 主たる事務所移転  
茨城県取手市宮和田 2027 番地6
- 15 平成 17 年 6 月 18 日 監事の変更  
辞任 山本 富美子  
就任 中野 道明
- 16 平成 17 年 7 月 1 日 役員の変更  
理事長 鎌田 裕十郎  
副理事長 岡田 仁一  
常務理事 平川 勉  
理 事 青木 正志  
監 事 寺西 尚人  
監 事 中野 道明
- 17 平成 19 年 2 月 26 日 住居表示変更に伴う変更
- 18 平成 24 年 9 月 3 日 定款の変更
- 19 令和元年 6 月 29 日 定款の変更
- 20 令和 5 年 8 月 8 日 住居表示変更に伴う変更
- 21 令和 6 年 10 月 21 日 定款の変更

当法人の定款に相違ありません。

住 所 茨城県取手市本郷四丁目7番18号

法人名 特定非営利活動法人 日本医療救援機構

代表理事名 鎌田裕十郎

